

川政発第241号
川高障発第104号
令和4年8月22日

市内保険医療機関
市内保険薬局 } 管理者様

川越市長 川合 善明
(公印省略)

川越市ひとり親家庭等医療費支給事業の現物給付方式導入等に伴う 制度改正の周知及び協力について（お願い）

日頃より、本市の福祉医療行政におきまして、御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、川越市ひとり親家庭等医療費支給事業につきまして、これまで償還払いのみでの対応としておりましたが、受給者の経済的負担の軽減等の観点から、令和5年1月診療分から現物給付方式を導入する等の制度改正を実施いたします。

また、こども医療費支給事業、重度心身障害者医療費支給事業につきましても、令和4年10月以降、現物給付の対象地域を市内から県内に拡大することに伴い、受給者証の様式や上限額の一部改正も予定しております。

つきましては、制度改正の概要につきまして下記のとおりご案内いたしますので、御確認いただくとともに、窓口等における各事業の取扱いにつきまして、格段の御高配と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1 主な改正点

(1) 川越市ひとり親家庭等医療費支給事業

- ① 支給方式に現物給付方式を導入し、県内全域を対象
- ② 自己負担金の無償化

（1 医療機関当たり、外来1,000円/月・入院1,200円/日を無償へ変更）

- ③ 食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の自己負担化
 - ④ こども医療費支給事業を利用しているひとり親家庭等の児童に、ひとり親家庭等医療費支給事業の受給者証を交付
- (2) 川越市こども医療費支給事業
- ① 現物給付の対象地域を市内から県内へ拡大
- (3) 川越市重度心身障害者医療費支給事業
- ① 現物給付の対象地域を市内から県内へ拡大
 - ② 現物給付上限額を年齢問わず、一律 21,000 円に引き上げ

2 事業の概要

本市の改正の詳細につきましては、別添のパンフレットをご覧ください。

なお、利用者向けには、今後、広報川越（9月号）、川越市ホームページ等でお知らせする予定です。



URL : https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kenkofukushi/byoki_iryo/iryohijosei/fukushuiryou.html

また、県内の実施方法につきましては、別添「子ども医療費等が県内全域で現物給付方式に変わります」をご覧ください。なお、詳細は、県ホームページに記載している「埼玉県福祉医療費助成制度の手引き」及び「現物給付化実施予定（市町村別）」をご確認ください。



URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0702/kennaigenbutu.html>

3 問い合わせ先

(1) こども医療費・ひとり親家庭等医療費

担当 川越市役所 こども未来部 こども政策課 こども給付担当

電話 049-224-6278 (直通)

メール kodomoseisaku@city.kawagoe.lg.jp

(2) 重度心身障害者医療費

担当 川越市役所 保健医療部 高齢・障害医療課 障害者医療担当

電話 049-224-6195 (直通)

メール koreishogai@city.kawagoe.lg.jp

写

川政発第241号

川高障発第104号

令和4年8月22日

一般社団法人 川越市医師会
会長 齊藤正身様

川越市長 川合善明
(公印省略)

川越市ひとり親家庭等医療費支給事業の現物給付方式導入等に伴う
制度改正の周知及び協力について（お願い）

日頃より、本市の福祉医療行政におきまして、御理解、御協力をいただき厚く
お礼申し上げます。

さて、本市では、川越市ひとり親家庭等医療費支給事業につきまして、これまで
償還払いのみでの対応としておりましたが、受給者の経済的負担の軽減等の観点から、
令和5年1月診療分から現物給付方式を導入する等の制度改正を実施いたします。

また、こども医療費支給事業、重度心身障害者医療費支給事業につきましても、
令和4年10月以降、現物給付の対象地域を市内から県内に拡大することに伴い、
受給者証の様式や上限額の一部改正も予定しております。

つきましては、制度改正の概要につきまして下記のとおりご案内いたしますの
で、御確認いただくとともに、窓口等における各事業の取扱いにつきまして、格
段の御高配と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1 主な改正点

(1) 川越市ひとり親家庭等医療費支給事業

- ① 支給方式に現物給付方式を導入し、県内全域を対象
- ② 自己負担金の無償化

（1 医療機関当たり、外来1,000円/月・入院1,200円/日を無償へ変更）

- ③ 食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の自己負担化
 - ④ こども医療費支給事業を利用しているひとり親家庭等の児童に、ひとり親家庭等医療費支給事業の受給者証を交付
- (2) 川越市こども医療費支給事業
- ① 現物給付の対象地域を市内から県内へ拡大
- (3) 川越市重度心身障害者医療費支給事業
- ① 現物給付の対象地域を市内から県内へ拡大
 - ② 現物給付上限額を年齢問わず、一律 21,000 円に引き上げ

2 事業の概要

本市の改正の詳細につきましては、別添のパンフレットをご覧ください。

なお、利用者向けには、今後、広報川越（9月号）、川越市ホームページ等でお知らせする予定です。

■川越市ホームページ [川越市 福祉・医療](https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kenkofukushi/byoki_iryo/iryohijosei/fukushiryou.html) 

URL : https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kenkofukushi/byoki_iryo/iryohijosei/fukushiryou.html

また、県内の実施方法につきましては、別添「子ども医療費等が県内全域で現物給付方式に変わります」をご覧ください。なお、詳細は、県ホームページに記載している「埼玉県福祉医療費助成制度の手引き」及び「現物給付化実施予定（市町村別）」をご確認ください。

■埼玉県ホームページ [埼玉県 現物給付](https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0702/kennaigenbutu.html) 

URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0702/kennaigenbutu.html>

3 問い合わせ先

(1) こども医療費・ひとり親家庭等医療費

担当 川越市役所 こども未来部 こども政策課 こども給付担当

電話 049-224-6278 (直通)

メール kodomoseisaku@city.kawagoe.lg.jp

(2) 重度心身障害者医療費

担当 川越市役所 保健医療部 高齢・障害医療課 障害者医療担当

電話 049-224-6195 (直通)

メール koreishogai@city.kawagoe.lg.jp

川越市ではこども医療費等が県内全 こども医療費等の

制度改正の対象となる医療費支給事業と実施時期

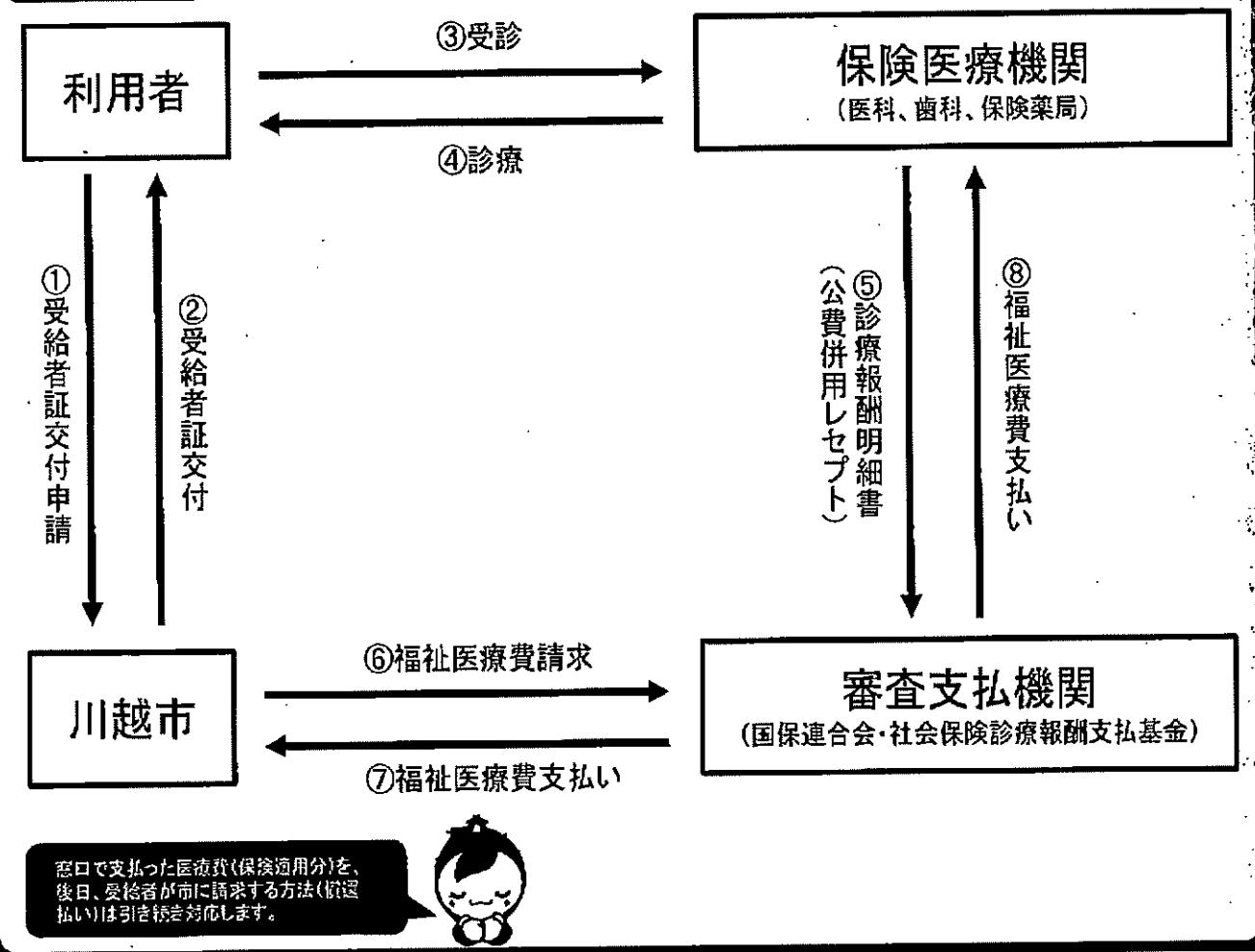
- ◆ 川越市こども医療費支給事業
- ◆ 川越市重度心身障害者医療費支給事業
- ◆ 川越市ひとり親家庭等医療費支給事業

→ 令和4年10月診療分から

→ 令和5年1月診療分から

すべての
医療で
受給者証を
リニューアル
します

診療と請求等の流れ



■現物給付とは

保険医療機関の窓口で市が発行する受給者証を提示することにより、原則、医療費(保険適用分)を支払うことなく医療サービスを受けることができる仕組みです。

県内現物給付化に関する詳細は、川越市の下記ホームページをご覧ください。

■川越市ホームページ

URL: <https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kenkofukushi/byokuriyou/iryohijosei/fukushiryou.html>
検索: 川越市 福祉3医療



ひとり親家

- ① 支給方式に直接請求方式
- ② 自己負担金の無償化
(1医療機関当たり、外来1,000円)
- ③ 食事療養標準負担額及び
- ④ 新しい受給者証は、令和4

問い合わせ先

■こども医療費支給事業・ひとり親家庭等医療費支給事業

担当 川越市役所 こども未来部 こども政策課 こども給付担当

電話 049-224-6278(直通)

メール kodomoseisaku@city.kawagoe.lg.jp

■重度心身障害者医療費支給事業

担当 川越市役所 保健医療部 高齢・障害医療課 障害者医療担当

電話 049-224-6195(直通)

メール koreishogai@city.kawagoe.lg.jp

■ひとり親家庭等医療費支給事業で
令和5年1月から、こども医療費、重
等医療費(福祉3医療)における、自
己負担限度額の取扱いを同一にしま
このため、令和4年12月まで、まど
(15歳以下)のうち、ひとり親家庭等
(15歳以下)については、令和5年1
事業の受給者証に変わることがありま

内全域で現物給付方式に変わることに伴い 等の制度を改正します

令和4年10月診療分からの こども医療費支給事業の改正ポイントと受給者証の変更(イメージ)

- ① 直接請求の対象区域拡大
原則、川越市内 → 埼玉県内
- ② 新しい受給者証は、令和4年9月下旬に対象者宛て送付予定

直接請求への引き継ぎのご対応に、ご協力いただきますよう、お願いします。



川越市こども医療費受給者証						県内現物		
公費負担者番号	6	1	3	1	0	0	1	7
受給者番号								
対象となるこどり								
住所								
性別								
氏名								
生年月日								
保護者氏名								
有効期間								
自己負担金	なし	食事療養費	支給対象外					
支給料率	埼玉県内保険料率適用							
現物給付限度額	月額21,000円未満(入院・通院)							
川越市長								

新

クリーム色

変わります

令和4年10月診療分からの 重度心身障害者医療費支給事業の改正ポイントと受給者証の変更(イメージ)

- ① 直接請求の対象区域変更
原則、川越市内 → 埼玉県内
- ② 現物給付限度額の変更
→70歳以上又は後期高齢者医療制度に加入している方について、現物給付の限度額を、「18,000円未満」から「21,000円未満」に引き上げます。
- ③ 新しい受給者証は、令和4年9月下旬に対象者宛て送付予定

川越市重度心身障害者医療費受給者証						県内現物	
公費負担者番号	6	2	1	0	0	1	6
受給者番号							
住所							
性別							
氏名							
生年月日							
保護者氏名							
有効期間							
自己負担金	支給対象外						
支給料率	埼玉県内保険料率適用						
現物給付限度額	月額21,000円未満(入院・通院)						
川越市長							

新

ウダイス色

変わります

令和5年1月診療分からの 親家庭等医療費支給事業の改正ポイントと受給者証の変更(イメージ)

方式を導入し、県内全域を対象

1,000円/月・入院1,200円/日を無償に変更)
及び生活療養標準負担額の自己負担化
令和4年12月下旬に対象者宛て送付予定

事業では、
医療費、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭
の自己負担金、食事療養標準負担額、現物給付額に
なります。
また、子ども医療費支給事業を受けている児童
家庭等医療費支給事業の対象となる児童
令和5年1月から、ひとり親家庭等医療費支給
があります。

川越市ひとり親家庭等医療費受給者証						県内現物		
公費負担者番号	6	1	3	1	0	0	1	3
受給者番号								
住所								
性別								
氏名								
生年月日								
中止年月	療養年月	就学年月						
有効期間								
川越市長								

新

クリーム色

変わります

